

## ○横須賀市避難所ボランティア事前登録制度要綱

令和6年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に大規模な災害が発生し、震災時避難所等（以下、「避難所等」という。）が開設された際に必要な避難所ボランティアを、市が事前に登録する制度に関し、必要な事項を定めることにより、避難所等の円滑な運営体制を確立することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の事項に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難所ボランティア 避難所等の運営において必要となる技能を有し、大規模災害発生時に、当該運営に協力するボランティアをいう。
- (2) 避難所等 震災時避難所（一次福祉避難所を含む）及び市が指定する公共施設等

### (活動内容)

第3条 避難所ボランティアは、大規模災害が発生した場合において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 専門知識、経験等を活かした避難所等の運営支援
- (2) 前号に掲げるもののほか、横須賀市災害対策本部長（以下、「本部長」という。）が必要であると認めた活動

2 避難所ボランティアは、平常時において、各避難所運営委員会が企画する訓練等への参加に努めるものとする。

### (参集要件)

第4条 避難所ボランティアは、市内で震度5強以上の地震を観測した場合、前条1項に規定する活動が可能な状況であるときは、あらかじめ市が指定した避難所等に参集するものとする。

2 第1項に規定する場合のほか、本部長から活動要請があった場合であって、前条第1項に規定する活動を行うことが可能な状況であるときは、市が指定した避難所等に参集するものとする。

### (登録要件)

第5条 避難所ボランティアに登録することができる者は、次に定める要件を満たすものとする。

- (1) 次条第1項に規定する申し込みをする日において、満18歳以上であること。
- (2) 別表に掲げる項目のいずれかを満たしていること。

(登録手続き等)

第6条 避難所ボランティアとして登録を受けようとする者は、横須賀市避難所ボランティア登録申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申込みがあったときは、横須賀市避難所ボランティア登録者名簿（第2号様式。以下、「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

(登録証の交付等)

第7条 市長は、前条の規定により登録を受けた者（以下、「登録者」という。）に横須賀市避難所ボランティア登録証（第3号様式。以下、「登録証」という。）を交付するものとする。

- 2 登録者は、第3条に規定する活動を行う場合には常に登録証を携帯し、市職員や避難者等から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(活動期間)

第8条 登録者が活動を行う期間は、登録者の任意の期間とする。

(登録の変更)

第9条 登録者は、登録した事項に変更が生じた場合は、横須賀市避難所ボランティア登録事項変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第10条 登録者は、登録を辞退する場合は、横須賀市避難所ボランティア登録辞退届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定により登録を辞退した者は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

(登録の抹消)

第11条 市長は、登録者として不適当を認めたときは、当該登録を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により登録を抹消された者は、直ちに登録証を市長に返還しなければならない。

(活動の報酬)

第12条 本制度による避難所ボランティアの活動は、無償で行うものとする。

(登録者の個人情報)

第13条 市長は、本制度による避難所ボランティアの活動に必要な範囲において、登録者に関する情報を、関係部署及び避難所等の関係機関へ提供するものとする。

(保険及び補償)

第14条 避難所ボランティア活動中の事故等に対する補償については、ボランティア活動保険及び市民まちづくりサポーター保険制度の範囲内で行うものとする。

第15条 市長は、ボランティア活動保険の加入手続きのため、横須賀市社会福祉協議会へ登録者名簿を提供するとともに、市内で大規模な災害が発生した場合には、横須賀市社会福祉協議会に対して、当該保険の加入手続きを依頼する。

第16条 ボランティア活動保険の保険料は、本市が負担する。

(情報提供等)

第17条 市長は、登録者に対して、必要な情報提供等に努めるものとする。

第18条 避難所ボランティア事前登録制度の庶務は、市長室危機管理課において処理する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、避難所ボランティアの登録に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

分 野	活動内容	資格等
保健福祉	傷病者の救急処置 避難住民の健康相談及び健康管理 障がい者の身体介護 要支援者の身体介護 子供たちの保育や学習支援 など	看護師、准看護師、保健師、助産師、歯科衛生士、介護福祉士、ホームヘルパー、保育士など
語学等	日本語と外国語の通訳 手話や点字での通訳 など	通訳案内士、手話通訳士、点字通訳者など
その他、市長が避難所ボランティア活動に必要と認める者		